法務省における取組

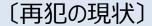
令和3年3月16日(火) 第3回大麻等の薬物対策のあり方検討会



再犯防止推進計画の概要①

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を 図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めて の計画



検挙者に占める再犯者の割合 48.8%(※)

※令和元年刑法犯検挙者



安全・安心な社会を実現するためには 再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には限界がある

刑事司法関係機関 による取組 地域社会での 継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

平成28年12月 **「再犯の防止等の推進に関する法律」** 成立・施行

平成29年12月 「**再犯防止推進計画**」 閣議決定

再犯防止推進計画の概要②

【7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居に おける特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発 活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

矯正施設における薬物依存対策

刑事施設

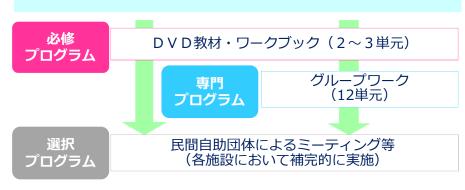
薬物依存離脱指導

- ○指導目標
- ・ 薬物依存の認識及び薬物使用に係る問題点の理解
- ・ 断薬への動機付けの向上
- ・ 再使用に至らないための知識及びスキルの習得
- ・ 継続的に治療・援助等を受ける必要性の認識
- ○対象者

麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者

○指導内容

受刑者個々の問題性やリスク,刑期の長さ等に応じ,認知行動療法に基づく3種類のプログラムを組み合わせて実施



○更生保護官署との連携

●札幌刑務支所・女子依存症回復支援モデル

出所後の支援と直結した指導の実施等を目的とした「女子依存症回復支援センター」を立ち上げ、女子特有の問題に着目したプログラムを実施(令和元年度~5年度の5箇年事業)

少年院

薬物非行防止指導

○指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに,薬物依存に至った自己の問題性を理解し,再び薬物を乱用しないこと

○対象者

麻薬, 覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者, 及びその保護者

○指導内容

①~③を組み合わせて実施

少年

① 受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム

薬物乱用の防止を目的とした, 認知行動療法を基礎とする 専用のワークブックを用いた指導

② 個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム

アサーションを中心とした対人トレーニング, アンガーマネジメント, 民間自助グループによる講話等

③ 中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導

中核プログラムの復習, 自己統制プログラムの見直し

保護者

<u>副読本を用いて,個別面接又は保護者講習会における指導を</u> 実施

保護観察における薬物事犯者への処遇

指導監督

◆薬物再乱用防止プログラム

依存性薬物の使用を反復する傾向を有する仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に対し、薬物の悪影響と依存性を認識させ、薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、ステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とするものである。

- ※プログラム開始人員 3,498名(令和元年)
- ※自発的な意思に基づく簡易薬物検出検査(上記以外) 6,633件(令和元年)

補導援護

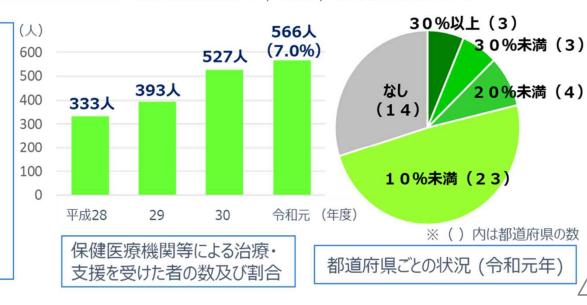
関係機関・団体等と連携した支援

保護観察所では、上記プログラムを中心とした指導監督だけでなく、保護観察対象者の希望等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう、保健医療機関や民間支援団体等との連携調整を実施している。

◆保健医療機関等**による治療・支援の状況。

※精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等をいう。

- ●薬物依存症者の治療・援助を行う 病院や公共の衛生福祉に関する機 関等と緊密に連携し、こうした機関 に対象者をつなげている。
- ●薬物事犯保護観察対象者のうち, 保健医療機関等による治療・支援 を受けた者の数は調査開始以降毎 年増加している。



◆民間支援団体による支援等の状況

(更生保護施設)

- 平成25年から一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施 更生保護施設に指定。
- ●精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った 専門スタッフが、薬物依存からの回復に向けたプログラム等、 専門的な処遇を実施。
- 更生保護施設退所者に対しても,入所者と同様にプログラムの実施をする等,息の長い支援を実施。
- ※薬物処遇重点実施更生保護施設25施設(令和元年)

(人) 856人 900 813人 827人 800 732人 700 600 500 400 300 200 100 平成28 令和元 (年度) 29 30

薬物処遇重点実施更生保護施設に おいて支援を受けた人数

(ダルク等の回復支援団体)

- ●薬物依存症の問題を抱える者の回復支援団体である ダルク,マック,自助グループ(NA等)は全国各地に 多数存在し、それぞれが独自にプログラム等を実施。
- ●薬物依存回復訓練施設(自立準備ホーム)としてダルク等を 登録し、保護観察所長が同訓練等を委託。

※薬物依存回復訓練を委託したダルク等の数:58施設(令和元年)



ダルク等の回復支援施設や 自助グループで支援を受けた者の数

5